

令和6年度 保育所等入所案内



吉岡町役場健康子育て課
0279-26-2248（直通）

一保育所等入所案内 目次一

1	保育施設について	P 1
2	保育の必要性の認定	P 1
2-1	保育の認定	P 1
2-2	保育を必要とする事由と認定期間	P 2
2-3	保育時間の認定区分	P 2
3	保育施設への申込み方法（2・3号認定）	P 3
3-1	入所申込みが出来る児童	P 3
3-2	保育所等の見学について	P 3
3-3	申込みスケジュール	P 3
3-4	申込みに必要な書類	P 4
3-5	申込みの際の注意点	P 5
4	入所の決定	P 6
4-1	入所について	P 6
4-2	選考方法	P 6
4-3	入所の取消（辞退する）場合	P 6
4-4	入所結果のお知らせについて	P 6
5	退所について	P 6
6	管外保育	P 6
6-1	1号認定	P 6
6-2	2・3号認定	P 7
7	保育料等	P 7
7-1	保育料完全無償化	P 7
7-2	副食費免除	P 7
8	町内保育施設	P 8
9	その他の事業	P 9
9-1	特別保育事業等実施保育所等一覧	P 9
9-2	児童館	P 9
10	その他	P 10
10-1	申込書（記載例）	P 11
10-2	就労証明書（記載例）	P 12

1 保育施設について

保育所（園）	<p>児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産等の理由で、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。</p> <p><u>「友だちをつくるため」、「小学校入学準備のため」、「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したいため」などの理由だけでは、入所することはできません。</u></p>
認定こども園	<p>幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。</p> <p>児童を家庭で保育できない場合は、保育・教育施設としての入所ができます。保育を必要としない3歳以上の児童については、教育施設としての入所ができます。</p>



2 保育の必要性の認定

2-1 保育の認定

保育所や認定こども園等を利用するためには、町へ申請を行い、認定を受けていただく必要があります。認定された区分に応じた施設が利用できます。

認定区分	保育を必要とする事由	年齢	利用できる主な施設	申込先
1号認定	不要	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	園へ直接申請
2号認定	要	3歳～就学前	保育所（園）・認定こども園	町へ申請
3号認定	要	3歳未満		町へ申請

年齢については各年度4月1日においての年齢です。

年度内に誕生日を迎えても、その年度は4月1日においての年齢で〇歳児となります。

2-2 保育を必要とする事由と認定期間

保育の必要性の認定（2・3号認定）を受けるには、保護者が下記のいずれかの事由に該当することが条件となります。事由により認定期間が定められています。

保育を必要とする事由		
就労 外勤・自営・農業・内職 等	月64時間以上の就労が必要（例：週4日、1日4時間） 家庭外労働：家庭の外で仕事をしているため 家庭内労働：家庭で家事以外の仕事をしているため	
妊娠・出産	出産の前後のため 認定期間 産前産後2ヶ月。出産月含め計5ヶ月。月単位の申込み	
保護者の疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがあるため	
介護等	家庭に介護が必要な高齢者、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、看護が必要な兄弟姉妹があり、常時介護しているため	
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害に遭い、その復旧にあたっているため	
求職活動	求職活動中である（起業準備を含む。）ため	
	認定期間	3ヶ月 (入所後3ヶ月以内に、就労証明書の提出が必要。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。)
就学	学校等に通学または職業訓練校等を受講しているため	
世帯の特殊事情	虐待やDVを受けている、家庭での養育が困難または不適当などの場合 (公的機関の発行する証明が必要)	

2-3 保育時間の認定区分

2号・3号が認定された場合、保育を必要とする事由や就労時間等により保育時間を認定します。保育時間には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があります。どちらの区分も利用時間を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が発生します。延長保育料については、各保育施設にお問い合わせください。

区分	利用時間（1日あたり）	要件
標準時間 認定	最大11時間	A 父母ともに月間120時間以上の就労等 B 父母が120時間以上の就労か、疾病・介護または就学 C 父が月間120時間以上の就労、母が産前産後 D 常態的に間に合わないと申請があり、認められた場合
短時間 認定	最大8時間	E 父母のどちらかが、月間64時間以上120時間未満の就労 F 父母どちらか、または双方が求職中（就労時間が64時間未満含む） G 保護者が短時間認定を希望した H 保護者が育児休業（2年間）中に在園を希望した

3 保育施設への申込み方法（2・3号認定）

3-1 入所申込みが出来る児童

以下の全てを満たす方が申込みをすることができます。

①保護者・申込児童が吉岡町に居住し、住民登録をしていること。

【入所予定月の1日までに吉岡町に転入見込みであること（町へ問合せてください）】

②保育関係施設で集団保育を行う上で、支障のない児童であること。

③同居の方全員（60歳未満の方）が、「保育を必要とする事由（P2）」に該当すること。



3-2 保育所等の見学について

町内の保育所等では、全園が見学の受け入れを行っております。各施設の状況をご理解いただく上でも大切な機会となりますので、希望の施設に直接お申し込みください。

3-3 申込みスケジュール

①一斉申込

（令和6年4月1日から入所を希望または産休・育休明けで年度途中からの入所を希望する方）

	一斉申込	一斉申込の3日間に都合のつかない方
申込期間	令和5年9月13日（水） 15日（金） 19日（火）	令和5年 9月20日（水） ～ 9月29日（金） (土日祝祭日を除く)
申込時間	午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後 4時30分	午前8時30分～午後5時15分
申込場所	吉岡町健康子育て課 (保健センター内 集団検診室)	吉岡町健康子育て課 (保健センター内)



結果通知 (仮承諾・不承諾)	令和5年12月下旬に申請者に送付します。
-------------------	----------------------



入園案内	令和6年1月下旬から2月中に園から申請者に案内が送付されます。
------	---------------------------------

結果通知 (本承諾)	令和6年4月1日入所 : 令和6年3月中旬以降に送付します。 令和6年5月1日以降の入所 : 入所予定月の前月に送付します。
---------------	---

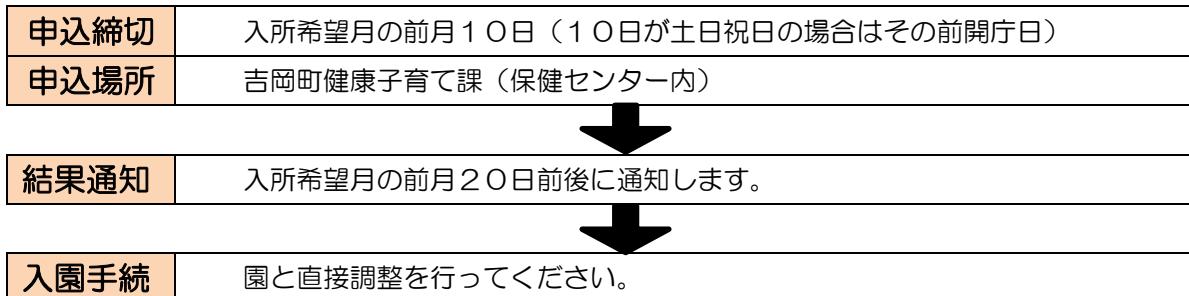
令和5年9月29日で締め切りますので、令和6年4月～令和7年3月の入所を希望される方は、必ず申込みをして下さい。

※令和5年10月2日（月）から、令和6年1月31日（水）までは、審査等の期間となるため新年度入所の申込みはできません。

②随時申込

一斉申込をしていない方や年度途中で入所が必要になった方

申込は、令和6年2月1日（木）から受付開始となります。



3-4 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書（以下「申込書」）（児童1人につき1枚）

②保育を必要とする事由を証する書類

原則として、父母の証明のみとなりますが、状況により第三者に証明をお願いすることがあります。

保護者の状況	証明書類等	備 考
お勤めの方 (就労内定者を含む)		勤務先の証明が必要です。
農業の方	就労証明書（指定の様式）	民生委員または就労者の就労状況をよく知る方（親族以外）の証明が必要です。 ※就労状況が分かる書類を提出することで証明に代えることが出来ます。
自営業の方		
出産前後の方	母子健康手帳の写し	出産予定日を確認します。
病気、けが、精神、身体に障がいを有している方	診断書または障害者手帳等の写し等	
家庭内の親族を常に介護している	看護（介護）申立書（指定の様式）	診断書、介護保険証または障害者手帳等の写し等が必要です。
就学している場合	在学証明書または講座の受講証の写し等	時間割等の就学時間の分かるものも一緒にご提出ください。
求職中の方	求職活動状況申出書（指定の様式）	入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
吉岡町に転入予定の方	住宅売買契約書またはアパートの賃貸契約書の写し等	保育を必要とする状況を証する書類と一緒にご提出ください。

※指定の様式は、町のホームページよりダウンロードできます。

3-5 申込みの際の注意点

- 先着順ではありません。入所待ちをしている期間の長さは選考に一切関係しません。
- 申込み内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定の取り消しまたは退所となる場合があります。現在の状況を正確に記載してください。
- 入所選考については、提出された書類に基づき審査を行います。書類に不備のある場合は入所選考の対象となりません。
- 提出された書類で内容の確認が取れない、若しくは疑義のある場合は追加資料の提出や、勤務先等への電話等による調査をすることあります。
- 複数の就労先の就労時間を足して64時間以上となる場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。
- 月の就労時間が64時間未満の場合は求職活動と同じ扱いとなります。申込みの際には「求職活動状況申出書」を提出してください。
- 求職活動（起業の準備を含む。）での認定期間は、入所日から3ヶ月以内です。継続して保育施設を利用するには、入所日から3ヶ月以内に保育の必要性を証明する書類等を提出する必要があります。
- 育児休業中は保育を必要とする要件に該当しませんので、その間は入所できません。
保育所等へ入所しているお子さんの保護者が育休を取得する場合、入所しているお子さんは原則として（産後期間終了後）退所となります。
ただし、出産日から2年以内に復職を予定されている方は、その期間も継続して入所を認める場合があります。
- 就労開始日の決定している方については、就労開始日が月の前半（15日まで）であれば前月の1日、後半であれば当月の1日からの入所を希望することが出来ます。
(慣らし保育の期間として、2週間を目安としています。)
- 育休明けの入所希望で内定していても、仕事を退職した場合内定は取消となります。
- 入所決定・内定後の入所日の変更
自己都合（育休の延長等）による入所日の変更はできません。
その場合、すでに決定している保育施設を辞退後、改めて申込みが必要となります。
ただし、申込時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日のずれにより入所日に変更が生じる場合には、入所予定施設との調整を行いますので吉岡町健康子育て課にご相談ください。

4 入所の決定

4-1 入所について

保育所等への入所申込者数は毎年定員を超えており、申込みをしていただいた全ての方が希望の月、希望の保育所に入所できるとは限りません。定員を超える申込みがあった場合は、選考により保育の必要性の度合いが高いと認められる順に入所します。

4-2 選考方法

申込書、保育の必要性を証明する書類等を基に点数化し点数が高い順に入所を決定します。選考は、第一、第二、第三希望の順に行います。

4-3 入所の取消（辞退）する場合

仮承諾が出ている方は、「保育所等利用申込取下書」を吉岡町健康子育て課に提出してください。
本承諾が出ている方は、入所予定の保育施設に必ず連絡し「保育所等利用申込取下書」を吉岡町健康子育て課に提出してください。

4-4 入所審査結果のお知らせについて

◎一斉申込における入所仮承諾通知または不承諾通知を令和5年12月中に送付します。

なお、仮承諾内容（入所の時期（月）や保育施設等）を変更することはできません。

◎入所本決定通知の送付時期

- ・令和6年4月1日入所の方：令和6年3月中旬以降に送付します。
- ・令和6年5月1日以降の入所の方：入所予定月の前月に送付します。

5 退所について

吉岡町外への転出や家庭で保育できるようになったことなどを理由に、保育施設を退所する場合は吉岡町健康子育て課に「退園届」を提出してください。

現在、入所・退所については、毎月1日が基準となります。

また、休所という制度はありませんので、長期でお休みすることが分かっている場合などは退所していくことになります。

6 管外保育

6-1 1号認定

ご希望の施設に直接お申し込みください。施設から内諾を得た後、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を吉岡町健康子育て課に提出する必要があります。



6-2 2・3号認定

- ①吉岡町民が吉岡町外の保育施設へ申し込む場合は、吉岡町健康子育て課へお問い合わせください。
- ②吉岡町外在住の方が吉岡町内の保育施設へ申し込む場合は、住民票がある自治体の保育担当課にお問い合わせください。なお、入園の可否結果通知の出る時期が町内在住の方にくらべ1～2ヶ月程度遅くなる場合があります。
- ③吉岡町へ転入予定の方
- 一斉申込：令和6年3月31日までに転入手続きを完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。
- 随時申込：入所希望月の1日までに転入手続きを完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。
- 申込方法：申込みは、P3【3-3 申込みスケジュール】、P4【3-4 申込みに必要な書類】を参照してください。

7 保育料等

7-1 保育料完全無償化

令和5年4月から保育料は完全無償化となりました。吉岡町に住民登録のある児童の世帯における保育料は無償です。なお、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費（副食費）、行事費など）については、引き続き保護者様にご負担いただきます。

7-2 副食費免除

副食費（おやつ代等）は、1号及び2号の児童に対して月額約4,700円を園で徴収していますが、下記の条件を満たす世帯が免除となります。免除の対象となる世帯には町から通知を送付します。

●副食費の免除対象の範囲 が副食費免除範囲です。

1号及び2号（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯）認定				2号認定（左記以外の世帯）		
市町村民税所得割	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満			年齢要件 無			年齢要件 無
57,701円～ 77,101円未満				4,700円		年齢要件 有
77,101円以上	4,700円		年齢要件 有			

※第3子以降の要件

1号（77,101円未満）：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

1号（77,101円以上）：年齢要件有【3歳～小学校3年生迄の間にいる第3子】

2号（57,700円未満）：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

2号（57,700円以上）：年齢要件有【0歳～小学校就学前迄の間にいる第3子】



8 町内保育施設

延長保育～病後児保育までの説明については、「9 その他の事業 (P9)」をご確認ください。

区分	施設名	住所 TEL	定員	受入年齢	開所時間（平日）		開所時間（土曜日）		延長保育 (18:00～19:00)	一時預かり 事業 (9:00～16:00)	子育て支援 センター	預かり保育	病後児保育
					標準時間	短時間	標準時間	短時間					
私立保育園	吉岡町第一保育園	上野田 331-1 54-7125	130	生後 6ヶ月～	7:00～19:00	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15	○	○			
私立保育園	吉岡町第二保育園	北下 249 54-5312	130		7:30～18:30	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15		○			
私立保育園	吉岡町第三保育園	大久保 3541-1 54-1121	140		7:00～19:00	8:15～16:15	7:30～16:30	8:15～16:15	○	○			
私立保育園	吉岡町第四保育園	漆原 813 54-4708	200		7:00～19:00	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15	○	○	○ 月～金 9:00～15:30 (12:00～13:00 は除く。) 土 9:00～12:00		○ 月～金 8:30～17:30
私立保育園	吉岡町第五保育園	大久保 1204-8 54-2605	100	生後 10ヶ月～	7:30～18:30	8:15～16:15	7:30～16:30	8:15～16:15		○			
私立認定こども園	駒寄幼稚園	漆原 953-1 54-7144	225		7:00～19:00	8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	○	○	○		
私立認可外施設	竹内小児科	大久保 3347-10 30-5151	-	生後 6ヶ月～ 小学3年生	1号認定 8:30～14:30				1号認定 -				○ 月・火・水・金 8:30～17:00 土・日 8:30～16:00

◎短時間認定を受けた方が各施設の短時間保育の時間を超えて利用する場合は、延長保育料が発生します。

◎開園時間や一日の保育スケジュールは、園により若干異なりますので入園を希望する保育園に直接お問い合わせください。

9 その他の事業

9-1 子ども・子育て支援事業等実施保育所等一覧

実施事業名	実施施設名	事業内容
延長保育事業	第一保育園 第三保育園 第四保育園 駒寄幼稚園	11時間の開所時間を超えて児童を保育する事業です。18:00~19:00の延長保育は、入園決定後園との相談の上決定となります。 利用料金：1回300円 1月3,000円
一時預かり事業	全保育所	育児疲れ解消、急病、断続的勤務及び短時間勤務等に伴い一時に保育を必要とする場合、児童をお預かりし保育を行う事業です。 対象児童：保育園等に通園していない乳幼児 申込先：保育園等に直接申込みください。 利用料金：1日 2,000円
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	第四保育園 (いちょうクラブ)	在宅で子育てをしている方やこれからお父さん・お母さんになる方などを対象に親子で遊んだり、子育てについて学ぶ事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。 開所時間：月～金 9:00～15:30 (12:00～13:00は除く。) 土 9:00～12:00
預かり保育事業	駒寄幼稚園	1号認定(教育部分)の児童が通常の預かり時間を超えて園に預けた場合に発生する利用料について、あらかじめ保育の必要性の認定を受けた場合、1日450円まで無償化されます。 対象児童：1号認定の児童 申込先：吉岡町
病後児保育事業	竹内小児科 第四保育園	病気の回復期にあり集団保育の困難な児童を診療所・保育所内に付設された専用スペースで一時的に預かり保育する事業です。 申込先：実施施設に直接申込みください。 利用料金：1日 2,000円(町内者) 1日 3,000円(町外者)

9-2 児童館

開所時間	利用方法	事業内容
10:00～17:00 (土曜日は 10:00～15:00) 日曜日・祝日・年末年始 (12/28～1/4)は、 休館日です。	入館自由 利用料無料	児童館は、遊びを中心とした活動で、児童の健康の増進と、情操を豊かにするための施設です。 年間を通じ、遊びや文化行事を中心に、さまざまな行事や教室を行っています。 また、母親クラブなど自主団体の活動の場として、お母さん達の集いの場所ともなっています。 児童館では、お子さんをはじめ、ご家族でも皆さんのご来館をお待ちしております。

10 その他

10-1 申込書（記載例）表面

様式第1号(第2条関係)

2,3号認定新規

令和 ○○ 年 □□ 月 △△ 日

吉岡町長 様

保護者氏名 吉岡 太郎

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書

次のとおり、施設型給付・地域型保育給付費に係る教育・保育支給認定を申請します。併せて、施設への入所を申し込みます。

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな) 氏 名(利用希望児童)	生年月日				入所予定 クラス	性別	障害者手帳・療育手帳の有無	
	よしおか じろう	令和〇	年	□	月	△	日	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 有
	吉岡 次郎						0	<input type="checkbox"/> 女	<input checked="" type="checkbox"/> 無
保護者住所	(住所)群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田〇〇〇番地								
連絡先	(連絡先)(父)090-□□□□-△△△△				(母)080-□□□□-△△△△				
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合は、記入して下さい。								
保育希望時間	<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間	・	<input type="checkbox"/> 短時間	保育所等において保育の利用を希望する時間					

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ。)。
- 標準時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月120時間以上(1日11時間までの利用を基本とする。)をいいます。
- 短時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月64時間以上120時間未満(1日8時間以内の利用を基本とする。)をいいます。

①世帯状況

区分	氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	職業 学校等	市町村民税課税 の有無	個人番号(マイナンバー)児童 は記入不要※
児童の世帯員	吉岡 太郎	父	SOO 年 □ 月 △ 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	0000000000000000
	吉岡 花子	母	HOO 年 □ 月 △ 日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	パート	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	0000000000000000
	吉岡 次郎	本人	RO 年 □ 月 △ 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	吉岡 一郎	祖父	SOO 年 □ 月 △ 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	自営業	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	0000000000000000
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生活保護の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(月 日 保護開始)	DV避難措置配慮の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

※ マイナンバーを記入(提供)されない場合、番号制度による情報連携を行わないため所得課税証明書等の提供を求める場合があります。

また、情報連携を行い課税状況が取得できない場合についても同様です。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和6 年 4 月 1 日 ~ 令和7 年 3 月 31 日	希望理由
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名	
	第1希望 ○○保育園	自宅から近いため
	第2希望 □□保育園	通勤経路に近いため
	第3希望 △△保育園	父が通っていたため
	第4希望以降を希望しますか	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する · <input type="checkbox"/> 希望しない

10-1 申込書（記載例）裏面

保育事由の番号を父母それぞれ、記入し必要事項の記入を忘れずに行ってください。例）家庭外労働なら、通勤時間を記入

③保育の利用を必要とする理由等

○父母の状況

◎保育事由(下記から番号を選択)	父(1)	・	母(1)
1 家庭外労働：家庭の外で仕事をすることが普通 通勤時間 父(片道 30 分) 母(片道 40 分)	2 家庭内労働：家事以外の仕事(自営業・酪農業等)		
3 母親の妊娠・出産 母子手帳NO. (_____) 出産予定日 令和 年 月 日	4 疾病・障害		
5 病人の看護等：長期にわたる病人看護等	6 その他：求職中・就学中・家庭災害復旧中		
備考			

○父母を除く同居家族の状況(祖父、祖母等)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	祖父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 (_____) (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) 農業 1日8時間 25日
具体的な状況	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 (_____) (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 • <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	

○祖父母の状況(同居でない方のみご記入をお願いします。)

祖父母の状況	氏名	年齢	住所	就労状況等	電話番号
父方	祖父			<input type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 自営・農業 <input type="checkbox"/> 無職(健康・病気)	
	祖母			<input type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 自営・農業 <input type="checkbox"/> 無職(健康・病気)	
母方	祖父	群馬 太郎	62 前橋市総社町〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 自営・農業 <input type="checkbox"/> 無職(健康・病気)	0000-00-0000
	祖母	群馬 花子	61 前橋市総社町〇〇〇	<input type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 自営・農業 <input checked="" type="checkbox"/> 無職(健康・病気)	0000-00-0000

④税情報等の提供に当たっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(算定対象者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、希望施設に対し本申込書の内容、保育に関する情報及び就労証明書の内容の提供をすること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費について特定教育・保育施設等に対し提示することに同意します。

保護者署名 **吉岡 太郎**

10-2 就労証明書（記載例）

就労証明書

吉岡町長 宛

月64時間以上の労働が必須です。
複数の勤務先をあわせて64時間以上となる
方は、勤務先ごとに添付してください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、当社にて開示を拒みます。

No.	項目												
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食業 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務											
2	フリガナ	ヨシオカ タロウ											
	本人氏名	吉岡 太郎											
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			2010年4月1日～年月日							
4	本人就労先事業所	名称											
	住所												
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()											
6	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日		合計時間	月間 160 時間		分 (うち休憩時間 1,200 分)						
		一月当たりの就労日数	月間 20 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日								
		平日 9 時 0 分	～ 17 時 0 分	(うち休憩時間 60 分)									
		土曜 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)									
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)									
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日										
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)									
7	就労実績	年月	2023年4月	年月	2023年5月	年月	2023年6月						
	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	20日／月	160時間／月	22日／月	180時間／月	21日／月	170時間／月						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中											
		期間	年月日	～	年月日								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み											
		期間	年月日	～	年月日								
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み		理由	<input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()								
		期間	年月日	～	年月日								
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済											
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中		期間	年月日～年月日								
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)								
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 自営業・農業の方は、就労状況を知る第三者の方（親族以外）の証明を受けていたいですか、就労の事実のわかる根拠書類の提出が必要です。											
14	備考欄	(事業主の場合) 確定申告書の控え、住民税申告書の写し、事業開始届等の写し等 (事業専従者の場合) 源泉徴収票、直近の給与明細書、賃金台帳、給与の振込が確認できるもの等											
追加的記載項目欄													
15	自営業・農業の方	第三者(親族以外)の証明 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(就労の事実のわかる根拠書類の提出が必要です。) → 第三者証明 住所 _____ 電話番号 _____ 氏名 _____ 事業所名・役職等 _____											